

大規模災害時における総務省四国総合通信局と国立大学法人愛媛大学との連携、協力等に関する協定

総務省四国総合通信局（以下「甲」という。）と国立大学法人愛媛大学（以下「乙」という。）は、大規模災害等有事の際における連携、協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等有事の際に、甲の代替施設として乙所有の施設、設備等を使用すること並びに相互理解と高い信頼関係に基づき、緊密な連携及び協力活動を展開すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、相互に連携及び協力し、次に掲げる事項を推進するものとする。

- 1 大規模災害時等における情報通信行政を支援するための施設、設備等の確保に関すること。
- 2 災害対策に係る情報交換に関すること。
- 3 その他両者が必要と認めること。

（連携協力の調整窓口）

第3条 前条に規定する事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（使用施設の指定）

第4条 乙が使用を許可する施設は、愛媛大学校友会館及び駐車場とし、詳細については甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、大規模災害時等において乙所有の施設、設備等を使用しようとするときは、許可申請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、乙が特に必要と認めたときは、口頭その他の方法によることができる。

（使用期間）

第6条 甲が乙所有の施設、設備等を使用できる期間は、前条に規定する申請に基づき乙が使用を許可した期間とする。ただし、乙が特に必要と認めたときは、この期間を変更することができる。

（使用期間の延長）

第7条 甲は、前条ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、事前に乙に申し出るものとする。

（使用料等）

第8条 乙は、甲が有事の際に使用する乙所有の施設、設備等の使用料等を無償とす

る。ただし、代替施設運用に必要な物品等については、甲の負担とする。

(原状回復)

第9条 甲は、乙所有の施設、設備等の使用を終えたときは、直ちに乙の指示に従い、施設、設備等を現状に回復しなければならない。

(管理責任)

第10条 乙は、甲が乙所有の施設、設備等を使用するに当たり発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、災害対策に関する連携及び協力を行うに当たり、双方に支障がない限りにおいて、必要な被災状況、危険箇所等に関する情報交換を行うものとする。

(連携・協力体制の維持、発展)

第12条 甲と乙は、大規模災害等有事の際以外においても、双方の職務に照らし、人材育成等の幅広い観点から連携及び協力体制を維持し、随時発展させていくものとする。

(守秘義務)

第13条 甲と乙は、本協定の運用に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲又は乙から特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月27日

甲 総務省四国総合通信局長

乙 国立大学法人愛媛大学長